**２　知的障害の定義及び判定**

**～総合相談所における知的障害の定義及び程度別の判定指標について～**

(1) 趣旨

　　知的障害の定義を明確にするとともに、程度別の判定指標を作成することによって、当所における知的障害に関する相談、判定業務の指針とする。

(2) 知的障害の定義

ア　基本的な考え方

　　　厚生労働省の基礎調査における定義 (2005) 、ＡＡＩＤＤの知的障害の定義 (2010) 及び北海道児童相談所における定義 (2016) などを踏まえ、次の条件をすべて満たすものとする。

(ｱ) 発達期 (おおむね18歳まで) にあらわれた障害であること。

(ｲ) 知的機能障害があること。

　　(ｳ) 日常生活に支障が生じていること。

イ　定義

　　　知的障害とは、知的機能の障害が発達期 (おおむね18歳まで) にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にあるものをいう。

(3) 知的障害の程度別指標

ア　基本的な考え方

　　　知的障害の程度の判定は、まず知的機能の発達程度と社会生活能力の状況から発達障害の程度を評価し、更に特別な介護を必要とする場合は、介護の度合いを勘案の上、総合的に行うものとする。この場合、判定は単に検査の結果だけではなく、医学的、心理学的及び社会学的な臨床所見の全てを基礎として行うものとする。

　　　知的障害の程度は、軽度、中度、重度及び最重度の４段階とする。

イ　判定の手続き

　　・知的機能は、面接、観察所見と標準化された個別知能検査等の結果をもとに評価する。知能指数（ＩＱ）による程度区分は、次のとおりであるが、発達障害を有する者等については、必ずしもこの限りではない。

①　最重度 (おおむね21以下)

②　重度 (おおむね20から35)

③　中度 (おおむね35から50)

④　軽度 (おおむね50から70ないし75)

・社会生活能力は、次の５つの領域について、社会調査、諸検査及び行動観察をもとに評価する。

①　身辺処理 (食事、排泄、着脱衣、入浴、洗面、整容)

②　移動 (身体移動、交通移動)

③　意志交換 (了解、表現) 及び集団参加 (人間関係)

④　生活文化 (読み書き、計算、時間及び健康管理)

⑤　作業 (家事、職業)

　　　　程度別の判定指標は、別紙の社会生活能力の欄のとおりである。なお、適応行動上の障害の有無が微妙な場合は、抽象的な思考力、判断、推理力及び臨機応変の対応が可能か否かの点を重視して評価を行うものとする。

・介護度については、行動面の監護及び保健面の看護の困難性の度合を把握することが目的であり、次の項目について社会調査、諸検査及び行動観察をもとに評価する。

問題行動（失禁、異食、興奮、多寡動等）

身体障害（盲、ろうあ、肢体不自由、虚弱、けいれん発作等）

ウ　程度別判定指標 (別紙　知的障害の程度別判定指標)

・この判定指標は、医学的診断、心理学的検査、「社会生活能力調査票（様式第７）Ｐ78」による調査等を済ませた上で総合的に判定を行う際に用いるものである。

　　・評価の各項目は、それぞれの領域における状態像の一般的な例として掲示したものである。

　　・使用するにあたっては、各項目の字句の解釈にこだわったり、機械的に当てはめようとせず、

個別性、臨床的所見を重視することが大切である。

　　・知的障害の様相は、年齢差や地域的、文化的背景、重複する障害などにより相当に異なる場

合が少なくないし、同じ程度であっても状態像にはかなりの幅（差）があるので、それらのこ

とを念頭において使用することが必要である。

※　知的障害とは、先天性または早期後天性に知能の発達が阻害された状態の総称であり、いったん知能が発達した後、事故による外傷、老人性の脳の変化により知能低下するものは「認知症」と呼び、知的障害とは区別されます。

′一－－ト・▼・一一－【